

## 要 望 書

日本医師会

会長 植松 治雄 殿

平成16年度より開始された新医師臨床研修制度は、運用開始からまもなく一年を迎えようとしています。

施行にあたり、厚生労働省では「臨床研修に関する省令」により運用基準を示して、新たな研修制度の趣旨・内容の周知や円滑な実施に協力を求めています。この中に研修の中断及び再開の項目があげられておりますが、出産・産休の事由による場合は明示されておられません。

今後、医師国家試験合格者に占める女性の割合は、さらに増加することが予想されており、しかも臨床研修を行う時期は女性の出産適齢の時期に重なります。女性医師が出産を経ながらも、継続して臨床研修や勤務を遂行できるような諸制度の整備が強く望まれます。

そこで、次の事項について要望致します。

1. 「臨床研修制度に関する省令」の研修の中断及び再開の項に、新たな項目を設け、産休（労働基準法に定められた産前6週間・産後8週間）期間中の身分保証、再開時の研修継続の保証などについて明記するよう、日本医師会として厚生労働省に強く働きかけていただきたい。
2. 産休期間中も研修期間と考え、日本医師会A②会員(C)としてのお取り扱いをお願いしたい。

2005年2月

日本医師会 女性会員懇談会  
委員長 保坂 シゲリ

